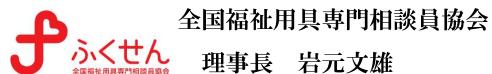


ふくせん動画配信サービス

今だからこそ知っておきたいこと(その2) ～私たちの使命を果たすために～



全国福祉用具専門相談員協会

理事長 岩元文雄

2:04~2:12

お伝えしたいこと(その2)

- 新型コロナウィルス感染症の陽性者等が発生した場合の対応について
- 新型コロナウィルス感染拡大に係る人員基準等の臨時的取り扱いについて(福祉用具関連抜粋)
- 今後の配信について

新型コロナウィルス感染症の陽性者等が発生した場合の対応について

➤ 衛生上の職場の対応ルールを定める

- 陽性者、濃厚接触者の発生が判明した場合の報告ルート、範囲に関すること。(報告先の部署、担当者、報告情報を取り扱う担当者の範囲等)
- 保健所との連携に関すること。(保健所と連携する部署、担当者、保健所と連携して行う陽性者や濃厚接触者への対応等)
- 職場の消毒等が必要になった場合の対応に関すること
- 陽性者や濃厚接触者になったことをもって、解雇その他の不利益な取扱いや差別等を受けることはないこと。

3

出典: 令和2年4月17日 厚生労働省事務連絡「緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業で働く方々等の感染予防、健康管理の強化について」

3:30~4:06

□ 安全衛生委員会／衛生委員会資料 : 令和2年月 □ 別添2
職場における新型コロナウィルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

- 1 このチェックリストは、職場における新型コロナウィルス感染症の拡大を防止するための基本的な対策の実施状況について確認いただくことを目的としています。
- 2 項目の中には、業種、業態、職種等によっては対応できないものがあるかもしれません。ですので、すべての項目が「はい」にならないからといって、対策が不十分ということではありません。職場の実態を確認し、全員(事業者と労働者)がすぐにできることを確実に実施いただくことが大切です。

項	目	確認
1 感染防止のための基本的な対策		
(1)咳エチケットの徹底について		
・咳エチケットを全員に周知し、徹底を求めている。 ・その他()	はい・いいえ	はい・いいえ
(2)手洗い等の徹底について		
・こまめな手洗いの重要性について全員に周知し、徹底を求めている。 ・人がよく触れる箇所について、拭き取り・消毒を行っている。 ・その他()	はい・いいえ	はい・いいえ
(3)日常的な健康状態の確認		
・出勤前に体温を確認するよう全員に周知し、徹底を求めている。 ・出社時等に、全員の日々の体調(風邪症状や発熱の有無等)を確認している。または、風邪症状や発熱があれば上司等に報告するよう求めている。 ・その他()	はい・いいえ	はい・いいえ
(4)その他の対策について		
・長時間の時間外労働を避けるなど、疲労が蓄積しないように配慮している。 ・十分な栄養摂取と睡眠の確保について全員に周知し、意識するよう求めている。 ・その他()	はい・いいえ	はい・いいえ

出典: 令和2年4月17日 厚生労働省事務連絡「緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業で働く方々等の感染予防、健康管理の強化について」

4

3：30～4：06

2 クラスターの発生防止のための対策	
(1) 基本的な対策	
・①換気の悪い密閉空間、②多くの人が密集、③近距離での会話や発声の3つの条件を同時に満たす社内行事等を行わないようにしている。	はい・いいえ
・その他()	はい・いいえ
(2) 換気の悪い密閉空間の改善	
・職場の建物が機械換気(空気調和設備、機械換気設備)の場合、ビル管理法令の空気環境の基準が満たされている。	はい・いいえ
・職場の建物の窓が開く場合、1時間に2回程度、窓を全開している。	はい・いいえ
・電車等の公共交通機関の利用に際し、窓を開けに協力するよう全員に周知している。	はい・いいえ
・その他()	はい・いいえ
(3) 多くの人が密集する場所の改善	
・在宅勤務・テレワークを推進している。	はい・いいえ
・時差通勤、自転車通勤の活用を図っている。	はい・いいえ
・テレビ会議等により、人が集まる形での会議等をなるべく避けるようにしている。	はい・いいえ
・対面での会議やミーティング等を行う場合は、人と人の距離を2メートル以上取るようにしている。	はい・いいえ
・社員食堂での感染防止のため、座席数を減らす、昼休み等の休憩時間に幅を持たせている。	はい・いいえ
・喫煙場所の利用を制限している。	はい・いいえ
・その他()	はい・いいえ
(4) 近距離での会話や発声の抑制	
・職場では、人ととの間に距離をなるべく保持するようにしている。	はい・いいえ
・外来者、顧客、取引先との対面での接触をなるべく避けるようにしている。	はい・いいえ
・その他()	はい・いいえ
3 風邪症状が出た場合等の対応	
・風邪症状等が出た場合は、「出勤しない・させない」の徹底を全員に求めている。	はい・いいえ
・「新型コロナウイルス感染症についての相談の目安(※)」や最寄りの相談先を全員に周知している。	はい・いいえ
・その他()	はい・いいえ

出典: 令和2年4月17日 厚生労働省事務連絡 「緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業で働く方々等の感染予防、健康管理の強化について」

5

3：30～4：06

4 新型コロナウイルス感染症の陽性者等が出た場合等の対応	
(1) 陽性者等に対する不利益取扱い、差別禁止の明確化	
・新型コロナウイルス感染症に陽性であると判明しても、解雇その他の不利益な取扱いを受けないこと及び差別的な取扱いを禁止することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
(2) 陽性者等が出た場合の把握	
・新型コロナウイルス感染症に陽性であると判明した場合は、速やかに事業場に電話、メール等により連絡することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
・新型コロナウイルス感染症に陽性であると判明した第三者との濃厚接触があり、保健所から自宅待機等の措置を要請された場合は、速やかに事業場に電話、メール等により連絡することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
・新型コロナウイルス感染症に陽性であるとの報告を受け付ける事業場内の部署(担当者)を決め、全員に周知している。また、こうした情報を取り扱う部署(担当者)の範囲を決め、全員に周知している。	はい・いいえ
・新型コロナウイルス感染症に陽性である者と濃厚接觸した者が職場内にいた場合にどのような対応をするかルール化し、全員に周知している。	はい・いいえ
・その他()	はい・いいえ
(3) その他の対応	
・濃厚接觸者への対応等、必要な相談を受け付けてくれる「保健所」、「帰国者・接触者相談センター」を確認してある。	はい・いいえ
・その他()	はい・いいえ
5 感染防止に向けた行動変容	
・事業場のトップが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組むことを表明している。	はい・いいえ
・安全衛生委員会、衛生委員会等の労使が集まる場において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止をテーマとして取り上げ、事業場の実態を踏まえた、実現可能な対策を議論している。	はい・いいえ
・その他()	はい・いいえ

※ ご不明な点がございましたら、お近くの労働局又は労働基準監督署の安全衛生主務課にお問い合わせください。

R2.3.31版

出典: 令和2年4月17日 厚生労働省事務連絡 「緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業で働く方々等の感染予防、健康管理の強化について」

6

4:07~5:41

利用者に陽性者等が発生した場合の福祉用具の回収時の対応について

➤回収連絡受付時の対応

- ・回収訪問日程は、受付日より2週間以上の期間を空けて調整する。
- ・急ぎの回収依頼の場合は、所管する保健所の指導、助言を受けて対応を判断。
- ・回収予定について、自社在庫の場合は、事業所内、卸在庫の場合は卸元と情報共有。
- ・卸元からの回収する場合の通知が届いている場合はその内容を確認。

7

5:42~6:32

利用者に陽性者等が発生した場合の福祉用具の回収時の対応について

➤回収訪問時の対応

- ・回収作業の前に、十分な(10分程度)換気を行う。
- ・作業時は、マスク、ビニール手袋、防護服(カッパ・ナイロン製ヤッケ等)、ゴーグル等の防護具を必ず着用して作業する。
- ・防護服の代替えとしてカッパ等を着用する場合は隙間をテープで塞ぐ。
- ・マスクや手袋等、身に着ける防護具は正しい着脱方法を厳守する。

8

6:33~7:13

利用者に陽性者等が発生した場合の福祉用具の回収時の対応について

➤回収訪問時の対応

- ・回収するレンタル商品にアルコール消毒剤を散布する。
- ・アルコール消毒剤を散布したものをビニール袋に入れて、テープ等で密封する。(ビニール袋の提供を用意されている卸元もありますので確認する。)
- ・密封梱包した状態で屋外に搬出する。
- ・車載前にビニール袋で2重梱包を行う。

9

7:14~7:49

利用者に陽性者等が発生した場合の福祉用具の回収時の対応について

➤回収訪問時の対応

- ・車載作業時は、運搬中にビニール袋が破れないように注意する。
- ・回収作業終了後は、装着していた防護具を素手や顔などに触れないように脱衣し、アルコール消毒剤を散布する。
- ・散布した防護具はビニール袋で密封する。
- ・作業後、速やかに手洗い、うがい、手指消毒を行う

。

10

7：50～8：44

利用者に陽性者等が発生した場合の福祉用具の回収時の対応について

➤運搬帰社時の対応

- ・車載状態で再度、アルコール消毒剤を噴霧し、梱包密封状態のまま定めた場所に回収商品を置く。
- ・車載荷室にアルコール消毒剤を噴霧し、消毒を徹底。

➤消毒工程作業前の対応

- ・梱包密封状態のまま2週間放置。
- ・消毒工程前に再度アルコール消毒剤を噴霧。
- ・各社定めた消毒工程の作業開始。

11

8：45～8：57

お伝えしたいこと(その2)

‣新型コロナウィルス感染症の陽性者等が発生した場合の対応について

‣新型コロナウィルス感染拡大に係る人員基準等の臨時的取り扱いについて(福祉用具関連抜粋)

‣今後の配信について

8：58～9：54

新型コロナウィルス感染症に係る介護サービス事業所の
人員基準等の臨時的な取扱いについて

(第8報：令和2年4月10日)

(問2) 福祉用具貸与計画及び特定福祉用具販売計画の作成において、利用者又は家族に説明し、利用者の同意を得ることとされているが、現下の状況により、対面が難しい場合、電話・メールなどの活用は可能か。

(答) 貴見のとおり、感染拡大防止の観点から、やむを得ない理由がある場合については、電話・メールなどを活用するなどにより、柔軟に対応することが可能である。

13

9：55～10：25

新型コロナウィルス感染症に係る介護サービス事業所の
人員基準等の臨時的な取扱いについて

(第8報：令和2年4月10日)

(問3) 福祉用具貸与のモニタリングについて、第4報一問11の居宅介護支援のモニタリングと同様の取扱いが可能か。

(答) 貴見のとおり、利用者の事情等により、利用者の居宅を訪問できない等、やむを得ない理由がある場合は、電話・メールなどを活用するなどにより、柔軟な取扱いが可能である。

14

10：26～10：41

新型コロナウィルス感染症に係る介護サービス事業所の
人員基準等の臨時的な取扱いについて
(第4報:令和2年3月6日)

(問11) 居宅介護支援のモニタリングについて、感染拡大防止の観点から、令和2年2月17日付事務連絡「新型コロナウィルス感染症に係る介護サービス事業所の臨時的な取扱いについて」において示されたとおり、利用者の事情等により、利用者の居宅を訪問できない等、やむを得ない理由がある場合については、月1回以上の実施ができない場合についても、柔軟な取扱いが可能か。

(答) 可能である

15

10：42～11：20

新型コロナウィルス感染症に係る介護サービス事業所の
人員基準等の臨時的な取扱いについて
(第8報:令和2年4月10日)

(問4) 福祉用具貸与の消毒において、令和2年4月7日付事務連絡「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その2)」において示されている、「消毒・清掃等の実施」と同様の取扱いが可能か。

(答) 貴見のとおり、次亜塩素酸ナトリウム液(0.05%)で清拭後、水拭きし、乾燥させること等を想定している。
◦

16

11：21～11：35

消毒と清掃等の実施

○ 新型コロナウィルス感染者の居室及び当該利用者が利用した共用スペースについては、消毒・清掃を実施する。具体的には、手袋を着用し、消毒用エタノールで清拭する。または、次亜塩素酸ナトリウム液で清拭後、湿式清掃し、乾燥させる。なお、次亜塩素酸ナトリウム液を含む消毒液の噴霧については、吸引すると有害であり、効果が不確実であることから行わないこと。トイレでのドアノブや取手等は、消毒用エタノールで清拭する。または、次亜塩素酸ナトリウム液(0.05%)で清拭後、水拭きし、乾燥させる。保健所の指示がある場合は、その指示に従うこと。

17

11：36～13：03

新型コロナウィルス感染症に係る介護サービス事業所の 人員基準等の臨時的な取扱いについて (第3報:令和2年2月28日)

(問9) 居宅介護支援のサービス担当者会議について、どのような取扱いが可能か。

(答) 感染拡大防止の観点から、やむを得ない理由がある場合については、利用者の自宅以外での開催や電話・メールなどを活用するなどにより、柔軟に対応することが可能である。なお、利用者の状態に大きな変化が見られない等、居宅サービス計画の変更内容が軽微であると認められた場合はサービス担当者会議の開催は不要である。

18

13:04~13:24

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」のまとめについて

- 令和2年4月20日介護保険最新情報VOL.820で
介護サービス全体の情報がまとめられています。
- 厚生労働省ホーム>政策について>分野別の政策一覧>福祉・介護>介護・高齢者福祉>「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」のまとめ
- <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000045312/matome.html>

19

13:25~13:36

お伝えしたいこと(その2)

- 新型コロナウイルス感染症の陽性者等が発生した場合の対応について
- 新型コロナウイルス感染拡大に係る人員基準等の臨時的取り扱いに関する(福祉用具関連抜粋)
- 今後の配信について

13:37~14:23

ふくせん動画配信サービス今後の予定

出演者	配信内容	予定配信日時
岩元 文雄 全国福祉用具専門相談員協会理事長	・動画配信サービス開始にあたり ・緊急事態宣言下において求められる介護サービス事業の継続等について ・感染者が出た場合の職場対応ルール ・人員基準等の臨時の取り扱いについて	その1:配信済み 常時視聴可能 その2:本日以降、 常時視聴可能
渡邊 慎一 横浜市総合リハビリテーションセンター 地域リハビリテーション部長	・福祉用具サービスの質の維持と向上に向けた業務改善について	近日配信:編集中
金沢 善智 株式会社バリオン 代表取締役社長	・外出自粛の影響下における利用者への選定・モニタリング時の対応とポイント	編集中
東畠 弘子 国際医療福祉大学大学院 教授	・緊急事態宣言下の福祉用具サービス計画書・モニタリング記録の対応のポイント	収録中
濱田 和則 日本介護支援専門員協会 副会長	・緊急事態宣言下での介護支援専門員との連携	収録中
小林 耕 日本医療科学大学 教授	・新型コロナウィルス(COVID-19)に対応して 福祉用具専門相談員が知っておくべきこと	近日配信:編集中
英 裕雄 医療法人社団三育会 新宿ヒロクリニック 院長	・感染しない・感染させない基礎知識と訪問時の対応とポイント	収録中

21

上表は、令和2年5月8日時点の予定一覧です。最新情報はホームページにてご確認ください。